



3 労働基準と危害防止

1 労働基準

起工式等の挨拶で「安全を第一に無事故で………」という言葉をよく耳にします。これは、建築主、工事施工者の方々の重要な目標であると思います。しかし、建設業は労働災害の多い業種となっております。建設工事現場における労働災害の特徴としては、高所からの墜落や転落事故が多いことがあげられます。

この災害を防止するための法律として労働基準法（昭和22年4月7日）が制定され、この中で安全及び衛生に関しては昭和47年における法律の改正に伴い「労働安全衛生法」として独立しました。その主な内容は、労働安全衛生規則、労働基準、労働災害の防止に伴う諸規則及び規制など、さらに労働災害発生に伴う罰則の強化や通告制度があります。

建築主にとっても無事故での完成が大きな慶びであると思いますので、仮設工事（安全対策などが含まれる）の内容を十分理解することが必要です。

2 危害防止

—建基令136条の2の20～—

建築基準法では、同法施行令第7章の8（第136条の2の20～第136条の8）に「工事現場の危害の防止」を定めて事故の防止を図っています。また、工事の関係者以外の第三者の危害等を防止するため、国土交通省が建設工事公衆災害防止対策要綱（以下「対策要綱」）を定めています。

その主な内容は次の通りです。

- 工事現場に仮囲いを設ける（令第136条の2の20）（対策要綱第21）
- 基礎工事を行う場合には、地下の埋設物（ガス管、上下水道管など）の破壊を防止する（令第136条の3第1項）
- 地盤の掘削により周辺建築物などに危害を生じさせない（令第136条の3第3項）（対策要綱第45）
- 作業機械の転倒や資材等の落下を防止する（令第136条の4）（対策要綱第36）
- くず、ごみを周辺に飛散させない（令第136条の5第1項）（対策要綱第15）
- 工事現場からの落下物により周辺に危害を生じさせない（令第136条の5第2項）（対策要綱第15）
- 工事現場の火災を防止する（令第136条の8）（対策要綱第18）
- 落下物による危害を防止するため、防護棚を設ける（対策要綱第23）

問い合わせ先……都市計画部 建築指導課 構造設備担当